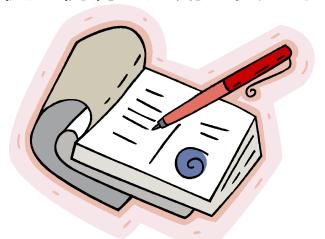
# 雇用促進計画の提出手続き

~雇用促進税制の適用を受けるために~



# 地方拠点強化税制における雇用促進税制の 適用要件が緩和されました!

地方拠点強化税制における雇用促進税制とは、

東京23区から本社機能を地方に移転する事業(移転型事業)や 地方において本社機能を拡充する事業(拡充型事業)について 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、その認定を 都道府県知事から受けた事業主が、一定の要件を満たした場合に、 法人税(個人事業主の場合は所得税)の税額控除が受けられる制度です。

控除額は、計画により整備した本社機能を有する施設の雇用者増加数 1人当たり、最大90万円(拡充型事業の場合は最大60万円)です。

- ◆ 平成30年度から、雇用者増加数や給与等支給額に関する要件が緩和されました。
- ◆ 税制適用を受けるためには、あらかじめ<u>「雇用促進計画」を八ローワークに提出</u> <u>する必要</u>があります。
- ◆ 本制度のご利用に当たっては、こちらのURLもご確認ください。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html

詳細は2分以降をご覧ください



都道府県労働局

# 地方拠点強化税制における雇用促進税制とは

地域再生法の規定により都道府県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」(以下「整備計画」といいます。)に基づき、本社機能を有する特定業務施設<sup>\*1</sup>を地方において整備する事業主が、整備計画の認定を受けた日を含む事業年度<sup>\*2</sup>、翌事業年度、翌々事業年度のいずれか(以下「適用年度」といいます。)に次の要件を満たす場合、下記の税制優遇措置が受けられます。

- ※1 特定業務施設とは、次のいずれかに該当するものであって、整備計画に基づき整備される施設をいいます。
  - ・ 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のうち、いずれ かの部門のために使用されるもの
  - ・研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。)
  - 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの
- ※2 個人事業主の場合は暦年となります。

### 1 基本部分(移転型、拡充型共通)

#### 【適用要件】

- ア 青色申告書を提出する事業主であること
- イ 当該適用年度とその前事業年度<sup>※2※3</sup>に、事業主都合による離職者<sup>※4※5</sup>がいないこと
- ウ次のa、bのいずれかを満たすこと
  - a 当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数(有期雇用又はパートタ イムの新規雇用者を除く)※6が2人以上であること
  - b 当該適用年度より前のいずれかの適用年度において a を満たし、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体\*7の雇用者増加数\*8及び特定業務施設の雇用者増加数\*8が、ともに 0 以上であること
  - ※ 法人全体\*7の雇用者増加数\*8が0以下の場合は、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要です。
- エ 適用年度における法人全体\*7の給与等支給額\*9が、比較給与等支給額\*10以上であること
- オ 風俗営業等※11を営む事業主ではないこと
- カ 当該適用年度において、オフィス減税(特定業務施設の建物等の取得価額に対し、特 別償却または税額控除が受けられる制度)の適用を受けていないこと

#### 【税制優遇措置の内容】

特定業務施設の雇用者増加数<sup>8</sup> (法人全体<sup>7</sup>の雇用者増加数<sup>8</sup>が上限)に応じ、 当該適用年度の法人税額<sup>12</sup>から、次の①~③の合計額<sup>13</sup>が控除されます。

- ① 当該適用年度の特定業務施設における無期雇用\*14かつフルタイム\*15の新規雇用者\*16の数\*17についき、1人当たり60万円(30万円\*18)
- ② 当該適用年度の特定業務施設における新規雇用者\*16の数\*17から①の人数を控除した 数(当該新規雇用者の数の4割\*19が上限)につき、1人当たり50万円(20万円\*18)
- ③ 当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数※8※20から、新規雇用者※16の数 ※17を控除した数につき、1人当たり50万円(20万円※18)

#### ◆平成30年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業主に対する経過措置

平成30年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業主については、確定申告書等の添付書類に経過措置の適用を受ける旨を記載することにより、上記ウの要件は「当該適用年度の法人全体\*7の雇用者増加数\*8が5人(中小企業等\*21は2人)以上であること」という要件に、上記工の要件は※10において「20%」を「30%」に置き換えたものになるとともに、上記力の要件は不要(オフィス減税との併用が可能)となります。この場合、税制優遇措置の内容は、上記の内容において※18を※22に置き換えたものとなります。

### 2 移転型事業の上乗せ措置

本社機能を東京23区から移転させた場合は、前ページ「1」の基本部分に加え、以下の措置が適用されます。

#### 【適用要件】

- ア 1のアと同じ
- イ 1のイと同じ
- ウ 当該適用年度又はそれ以前の適用年度のいずれかにおいて、次のa、bのいずれかを 満たしていること
  - a 上記1の基本部分の税制優遇措置の適用を受けていること
  - b オフィス減税の適用を受けていない(上記1の力の要件を満たしている)と仮定 したならば、上記1の基本部分の税制優遇措置の適用があると認められること
- 工 当該適用年度及びそれ以前の全ての適用年度において、法人全体\*7の雇用者増加数\*8及び 特定業務施設の雇用者増加数\*8が、ともに0以上であること
- オ 1のオと同じ
- ※ 1の力に相当する要件がないため、オフィス減税との併用が可能です。

#### 【税制優遇措置の内容】

当該適用年度の法人税額<sup>※12</sup>から、当該適用年度及びそれ以前の全ての適用年度の特定業務施設における雇用者増加数<sup>※8</sup>の合計数につき、1人当たり30万円(20万円<sup>※23</sup>) <sup>※13</sup>が控除されます。

- ※3 事業年度が1年間ではない場合は、当該適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度。
- ※4 一般被保険者または高年齢被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

高年齢被保険者とは、65歳以上の雇用保険被保険者で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。 ※5 事業主都合による離職にもかかわらず、自己都合離職としていることが判明した場合は、雇用促進税制の対象になりません。

- ※6 具体的には、次の(a)及び(b)の合計数をいいます。
  - (a) 当該適用年度の特定業務施設における無期雇用(※14)かつフルタイム(※15)の新規雇用者(※16)の数(特定業務施設における雇用者増加数(※8)が上限)
  - (b) 当該適用年度の特定業務施設の雇用者増加数(※8) から新規雇用者(※16) の数を控除した数(0を下回る場合は0)
- ※7 個人事業主の場合は、事業主全体。
- ※8 雇用者増加数は、当該適用年度の末日と当該適用年度の初日の前日の雇用保険の一般被保険者数の差です。ただし、当該 適用年度の初日の前日には一般被保険者であったが、当該適用年度の末日には高年齢被保険者である人がいた場合は、その 人数を初日の前日の一般被保険者数から控除した上で雇用者増加数を算出します。〔詳細は18分をご確認ください〕
- ※9 給与等支給額とは、一般被保険者(当該適用年度の末日において高年齢被保険者である人を除く)に対する給与であって、 退職給与、法人の役員と役員の特殊関係者(役員や個人事業主の親族など)に対して支給する給与を除いた額(給与等の支払いに充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合は、その金額を控除した額)をいいます。
- %10 比較給与等支給額 = 前事業年度(%2)の給与等支給額×(1+雇用者増加割合(%24)× 20%)
- ※11 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関特殊営業を指します (キャバレー、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店など)。
- ※12 個人事業主の場合は所得税額。
- ※13 雇用促進税制の基本部分と上乗せ措置、オフィス減税を合わせて当期の法人税額(※12)の20%が限度になります。
- ※14 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいいます。
- ※15 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- ※16 当該適用年度の末日において、当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限ります。
- ※17 法人全体(※7)の雇用者増加数(※8)又は特定業務施設の雇用者増加数(※8)のうち、小さい方の数が上限となります
- ※18 法人全体(※7)の雇用者増加割合(※24)が5%(拡充型の場合は8%)未満の場合。
- ※19 1未満の端数がある場合は、切り捨てます。
- ※20 法人全体(※7)の雇用者増加数(※8)が上限。
- ※21 中小企業等とは、資本金1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人、常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主、農業協同組合等を指します。
- ※22 法人全体(※7)の雇用者増加割合(※24)が10%未満の場合。
- ※23 特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域(近畿圏及び中部圏の中心部)内である場合。
- ※24 雇用者増加割合は、当該適用年度の雇用者増加数(※8)を当該適用年度の初日の前日の一般被保険者(当該適用年度の 末日において、高年齢被保険者である人を除く)の数で除して算出します。なお、当該適用年度の初日の前日の一般被保険 者(当該適用年度の末日において、高年齢被保険者である人を除く)の数が0の場合は、100%とみなします。

# 地方拠点強化税制における雇用促進税制の控除額計算例

- ◇ 事業年度が4月1日~3月31日である法人を例に説明します。
- ◇ 平成30年10月1日に、都道府県知事より、**移転型事業**の整備計画の認定を受けたものとします。
- ◇ 特定業務施設の所在地は、地方活力向上地域内であるとします。
- ◇ H30.4.1~H31.3.31の事業年度に、オフィス減税適用を受けているものとします。
- ◇ 雇用者の増減等の状況は次表のとおりであったとします。なお、雇用者は全員が雇用保険の一般 被保険者で、役員及びその特殊関係者を含まず、一般被保険者から高年齢被保険者になった人は いないものとします。

			H30.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H32.3.31	H32.4.1~ H33.3.31
法人	Α	初日の前日の雇用者数	100人 (H30.3.31)	105人 (H31.3.31)	119人 (H32.3.31)
全	В	雇用者増加数	5人	14人	5人
体	С	雇用者増加割合 B/A	5.00%	13.33%	4.20%
特	D	雇用者増加数	15人	10人	10人
定業	Ε	雇用者増加数累計	15人	25人	35人
務 施	F	新規雇用者の数	7人	11人	4人
設	G	Fのうち、無期雇用かつフルタイム	7人	9人	2人
	Н	D、Gのうち小さい方	7人	9人	2人
	I	D - F (0が下限)	8人	0人	6人
	K	H+I	15人	9人	8人
計	L	B、Dのうち小さい方	5人	10人	5人
算	М	F、Lのうち小さい方	5人	10人	4人
<del>月</del>	N	G、Lのうち小さい方	5人	9人	2人
	0	M – N とM×0.4のうち小さい方 (端数切り捨て)	0人	1人	1人
	Р	L – M	0人	0人	1人

上記の場合、3期とも、K欄が2人以上であることから、25001のウのaの要件を満たしており、また、B欄とD欄がともに0以上であることから、3502の工の要件も満たします。1のア、イ、エ、オの要件も満たしているとすると、各期の控除額は、次のようになります(オフィス減税と合わせて、各期の法人税額の20%が限度となります。)。

## 1期目(H30.4.1~H31.3.31)

基本部分 オフィス減税を受けているため、適用無し 上乗せ部分 15人(E)×30万円=450万円

上乗せ部分 15人(E)×30万円=450万円 <u>合計: 450万円</u>

2期目(H31.4.1~H32.3.31)(Cが5%以上のため、基本部分の1人当たり控除額は、60万円、50万円)基本部分9人(N)×60万円+1人(O)×50万円+0人(P)×50万円=590万円上乗せ部分25人(E)×30万円=750万円合計:1,340万円

3期目 (H32.4.1~H33.3.31) (Cが5%未満のため、基本部分の1人当たり控除額は、30万円、20万円)

基本部分 2人(N)×30万円+1人(O)×20万円+1人(P)×20万円=100万円 上乗せ部分 35人(E)×30万円=1,050万円 <u>合計:1,150万円</u>

# 確定申告までの流れ

#### 適用年度開始

### ①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後(整備計画の認定日を含む適用年度については、整備 計画の認定後)2か月以内に主たる事業所を管轄するハローワーク\*1 に雇用促進計画を提出してください。\*2\*3

〔提出書類は6分をご確認ください〕

→ ハローワークは、「雇用促進計画 – 1」に受付印を押印し「雇用促進計画 – 4」とホッチキス留めした上で雇用促進計画を返却します(この押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません)。計画開始(適用年度開始)時の一般被保険者数は、計画終了(適用年度終了)時にあわせて確認します。

返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

### 適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。 最寄りのハローワークにご相談ください!

#### 適用年度終了

### ②雇用促進計画の達成状況の確認

**適用年度終了後2か月以内(個人事業主は翌年の3月15日まで)**に、 主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確 認<sup>\*4</sup>を求めてください。<sup>\*3</sup>

〔提出書類は7~をご確認ください〕

→ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局(またはハローワーク)が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ホッチキス留めされた「雇用促進計画 – 1」及び「雇用促進計画 – 4」を返送します。お預かりしてから返送までに約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた 雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画 – 1 」及び「雇用 促進計画 – 4 」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局 (またはハローワーク)が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容 に朱書き修正の上、計画終了(適用年度終了)時確認印を押印して返送します。

## 返 送

#### 確定申告

#### ③税務署に申告

達成状況の確認を受けているホッチキス留めされた「雇用促進計画 – 1」及び「雇用促進計画 – 4」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※1 連結納税の承認を受けている場合は、連結親法人の主たる事業所を管轄するハローワークになります。
- ※2 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定 を受けた場合には、認定後2か月以内に改めて雇用促進計画を提出し直してください。
- ※3 **郵送による受付も可能**ですが、提出期限必着となります。
- ※4 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間 (2週間程度を目安)経過後を目途に行うようにしてください。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、 雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。
  - ★ <u>移転型の整備計画の認定を受けた事業主は必ず、拡充型の整備計画の認定を受けた事業主もできるだけ、3年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出、達成状況の報告を行ってください</u>(これを行わなかった場合、その適用年度以降は3分の上乗せ措置の適用を受けることはできません。また、2分の1のウのbの要件を選択することはできません(aの要件を満たすことが必要になります。))。

# 提出書類(計画開始(適用年度開始)時)

### ■計画開始(適用年度開始)時

□雇用促進計画 – 1 <b>(</b> ※1)	1部
	1部
□雇用促進計画 – 4 (※1) (※2)	1 部
□ <b>主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類</b> 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1部
<b>□ 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」及び</b> 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書」の写し	1部
<ul><li>□特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の</li><li>写し(※3)</li></ul>	1部

- (※1)連結納税の承認を受けている場合は、当該連結納税に係る全ての連結法人について、法人ごとに「雇用促進計画 1」及び「雇用促進計画 4」(「雇用促進計画 4」(こついては、整備計画の認定を受けている法人のみ)を作成し、これをとりまとめて連結親法人の主たる事業所を管轄するハローワークに提出してください。
- (※2)移転型事業に係る特定業務施設と、拡充型事業に係る特定業務施設がともに存在する場合は、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画-4」と、移転型事業に係る特定業務施設のみを記載した「雇用促進計画-4」の2部を作成し、提出してください。
- (※3) 計画開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時 に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

# [特定業務施設の雇用保険適用事業所番号について]

地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、<u>原則として、整備する</u> 事業所(特定業務施設)は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

特定業務施設を新設する場合は、整備後できるだけ速やかに雇用保険適用事業所番号を取得してください。既存施設(あるいはその一部)を特定業務施設とする場合には、当該特定業務施設とする部分のみの雇用保険適用事業所番号が付与されるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

例外的に、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日において対象となる特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類(出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類(計画期間中に高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。))を提出する必要があります(7分参照)。

# 提出書類(計画終了(適用年度終了)時)

#### ■計画終了(適用年度終了)時

□ <b>雇用促進計画 − 1</b> 計画開始時に押印された「雇用促進計画 − 1 」に雇用増加数などの達成状況を追記したもの	1部
□	
□雇用促進計画 – 3	1部
計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	
	1部
「雇用促進計画-1」と同様に特定業務施設における雇用増加数などの達成状況を追記したもの	
□ 地方拠点強化税制の総括表 (※1)	1部
特定業務施設の事業所ごとに必要事項が記載されたもの	
」「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し(※2)	各17
□特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の 写し(※3)	1部
けた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画- 4」(ホッチキスで留めた もの))の写し	
整備計画の2期目又は3期目であって、1期目又は2期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用 促進計画がある場合のみ提出	
促進計画がある場合のみ提出 <b>③必要に応じ、以下の資料</b>	各1部
促進計画がある場合のみ提出	各1部

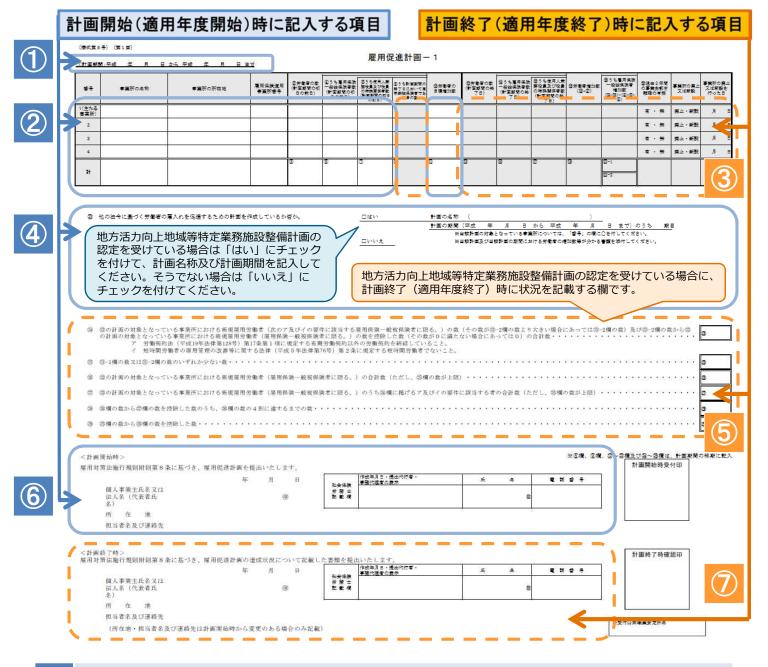
- 返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記したもの
- きない場合は、当該特定業務施設の一般被保険者である全ての新規雇用者について記載。 (※2)特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合においては、計画期間中に当該特定業務施設において 新たに雇用された一般被保険者(無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者も含む。)について、計画期間の終了日におけ る出勤簿及び計画期間中に当該特定業務施設において新たに雇用されたことが確認できる書類(労働者名簿又は賃金台帳等 の写し)、そのうち無期雇用かつフルタイムの新規雇用者について、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規 則又はその他それらに準ずるものの写しを提出してください。

(※1) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者について記載。特定業務施設を一の雇用保険適用事業所にで

(※3) 計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

# 雇用促進計画の記入方法

**雇用促進計画 – 1 (概要)**: 下の【雇用促進計画 – 1】のほか、計画開始時と計画終了時にご記入いただく書類があります。 各書類の記入方法の詳細は、 $9 \sim 17$ ページをご参照ください。



- ① 雇用促進計画の計画期間(法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年)を記載します。
- ② 各事業所の属性、計画開始時の雇用状況等について記載します。
- ③ 計画終了時の各事業所の雇用状況、計画期間中の労働者増の増減、過去2年間の事業主都合離職 の有無等について記載します。
- 4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けている場合は「はい」にチェックを付けて、計画名称及び計画期間等を記入してください。そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。
- (5) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けている場合に、計画期間中の特定業務施設における新規雇用の状況等に基づき記載します。税額控除の要件を満たしているか、及び税額 控除の対象となる人数を確認するための欄です。
- 6 計画開始時に法人名等を記載する欄です。
- ⑦ 計画終了時に法人名等を記載する欄です。

#### 【雇用促進計画-1】(記入例)

①計画期間:平成30年 4 月 1 日 から 平成31年 3 月31日 まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日 の前日)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の初日 の前日)	⑤うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の初日の 前日)	⑧うち計画期間の終 了日において高年齢 被保険者である者の 数	⑩労働者の 目標増加数
1(主たる 事業所)	00(株) 本社	東京都■■区・・・・・	****-*****	195	190	7		▲ 3 0
2	第2本社	大阪斉●●市・・・・・		0	0	0		4 0 ((
3	△△研究所	滋賀県▼▼市・・・・・・/	(4に含む。)	1 0	1 0	0		2 5
4	□□工場	滋賀県▼▼市・・・・	****-*****	6 5	5 5	1		o ((
<u></u>				270	2 5 5	8		3 5

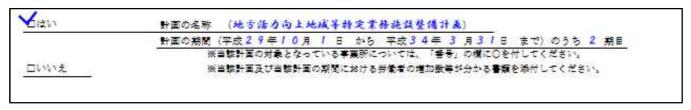
整備計画の認定を 受けている場合は、 2番目以降に特定 業務施設に関する 内容を記載し、番 号に○を付けてく ださい。 提出時点において、特定業務施設が整備されていない場合には、 雇用保険適用事業所番号についての記載は不要ですが、事業所の 名称及び所在地については、地方活力向上地域等特定業務施設整 備計画に記載している内容を記載してください。

また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の一連番号(▽とします。この記入例では4)を用いて「(▽に含む。)」と記載してください。

特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合に、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の労働者等の数に当該特定業務施設で勤務する労働者等を含めないようにしてください(同じ人が重複して計上されることがないようにしてください。)。

- □ 連結納税制度の適用を受けている場合は、当該連結納税に係る全ての連結法人について、法人ごとに「雇用促進計画 1」を作成し、提出してください。
- □ 主たる事業所が、全ての雇用保険適用事業所及び全ての特定業務施設について記載してください。主たる 事業所に続いて特定業務施設を記載し、その後に、その他の雇用保険適用事業所を記載してください。
- □ ①欄の計画期間は、平成34年3月31日までの間に開始する事業年度の期間(個人事業主の場合は暦年(1 月1日から12月31日まで))を記載してください。
- □ ②欄には、計画期間初日の前日の全ての労働者の数を記入してください(計画期間初日の前日に離職した人を含む)。④欄には、②欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑥欄には④欄の数に含まれ人のうち、次のいずれかに該当する人の数を記載してください。
  - (ア) 役員
  - (イ) 役員又は個人事業主の親族
  - (ウ)役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
  - (工) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
  - (オ) (ウ) 又は (工) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- □ ⑩欄には、計画期間中の労働者の目標増加数を記載してください。
- □ ③欄、⑤欄、⑦欄及び⑪欄には、②欄、④欄、⑥欄及び⑩欄の合計数を記載してください。
- □ 事業主が有する事業所の数が4か所を超える場合は、続紙に記入してください。その際、③欄、⑤欄、 ⑦欄及び⑪欄は、続紙に記入した事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。
- □ 8欄、9欄及び⑫欄以降(㉓欄を除く。)は、計画開始時には記入しないでください。計画終了時に記入します。
- □ ②欄については、整備計画の認定の有無に応じ、「はい」の欄または「いいえ」の欄に 図を付してください。「はい」の欄に図を付した場合には、「計画の名称」欄に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」と記載するとともに、「計画の期間」欄に整備計画の計画期間を記載し、①欄の計画期間が、整備計画の計画期間の何期目に当たるのか記載してください。

#### (②欄の記入例)

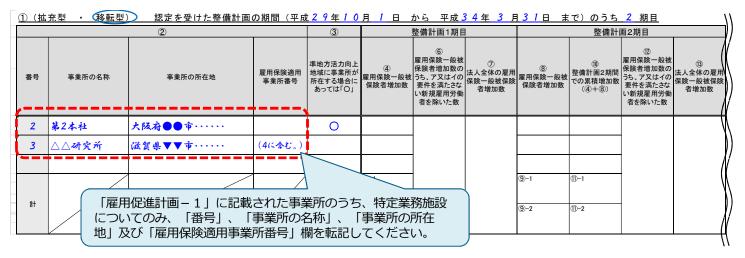


#### 【雇用促進計画 – 2 (求人申込み見込み)】(記入例)

番号	事業所の名称	雇 用 保 険 適用事業所番号	期間中の労働者の求 人数見込み	うち雇用保険一般被 保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1	00(株) 本社	***-****	1 0	1 0	10月上旬	事務総合職、月給22万円~ 勤務時间8:30~17:30 週休2日制、転勤育り	有 ·無	厚劳太郎	03-***
2	第2本社		6	6	10月上旬	事務総合職、月给22万円~ 勤務時间8:30~17:30 週休2日制、転勤育り	有・無	n	"
3	n		1 2	1 0	10月上旬	一般事務員、時終1200円~ 勤務時间8:30~17:30 (バー ト勤務可)、週休2日制	有・無	"	n
4	△△研究所	****-********************************	7	7	6月下旬	製造技術者、月給25万円~ 勤務時间:フレックスタイム 制、週休2日制	有・無	安定花子	****-**-***
5	□□工場	募集・採用時期 どは、分かる範				食料品製造員、時給1200円~ 勤務時间:6:00~9:30 週休2日制	有・無	"	"
		細に記入してく		, , , , ,					

- □ 労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画 1 」の⑩欄に対応させて記入してください。 (雇用促進計画提出時点で雇い入れが終了している人数については、記入不要)
- □ 単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を提出する見込みがある場は、 欄を分けて記入してください。

#### 【雇用促進計画-4】(記入例)



- □ 連結納税制度の適用を受けている場合は、当該連結納税に係る連結法人のうち、整備計画の認定を受けている全ての法人について、法人ごとに「雇用促進計画 4」を作成し、提出してください。
- □ ①欄には、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る事業について、「移転型」もしくは「拡充型」に○を付してください。移転型事業に係る特定業務施設と、拡充型事業に係る特定業務施設がともに存在する場合は、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画 4」と、移転型事業に係る特定業務施設のみを記載した「雇用促進計画 4」の2部を作成し、提出してください。この場合、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画 4」については、「移転型」及び「拡充型」の両方に○を付してください。

「認定を受けた整備計画の期間」の欄については、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間を記載するとともに、当該雇用促進計画の期間が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の何期目に当たるのかを記載してください。

- □ ②欄には、「雇用促進計画 1」様式に記載している<mark>特定業務施設について</mark>、「雇用促進計画 1」に記載した「番号」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」及び「雇用保険適用事業所番号」を再掲してください。
- □ ③欄は、当該特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域(近畿圏及び中部圏の中心部)内である場合に、「○」を記載してください。
- □ 特定業務施設の数が3か所を超える場合は、続紙に記入してください。
- □ ④欄以降は、計画開始時には記入しないでください。計画終了時に記入します。

#### 【雇用促進計画-1】(記入例)

※「雇用促進計画-1」の2個以降は、「雇用促進計画-4」を 記入した後に記入すると、効率的に記入できます。

<u>①計画期間:平成30年 4 月 1 日 から 平成31年 3 月31日 まで</u>

番号	事業所の名称	ri	事業所の所在地		雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日 の前日)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の初日 の前日)	⑥うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の初日の 前日)	<ul><li>⑧うち計画期間の終 了日において高年齢 被保険者である者の 数</li></ul>
1(主たる 事業所)	○○(株) 本社	東京都■	<b>■</b> ≥ · · ·		****-*****	195	190	7	1
2	第2本社	大阪府●	●市・・・		****-*****	0	0	0	0
3	△△研究所	<b>滋賀県▼</b>	<b>▼</b> 市···		(4 に含む。)	10	1 0	0	0
4		沒架直▼			****-*****	6 5	5 5	1	1
<del>ī</del> †	計画期間中に雇用 その番号を追記し また、特定業務施 ない場合は、当該 所の一連番号(▽ 「(▽に含む。)	てください 設が一の原 特定業務が とします。	ハ。 雇用保険適用 施設が属する この記入例	事業所にな 雇用保険適 では4)を	いてい 随用事業 	270		® 時に忘れずに ください。	2
		労働者の数 画期間の終了 日)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終了 日)	⑩うち使用人 務役員及び役 の特殊関係者 (計画期間の糸 日)	と員 ®労働者増 行数 (⑫-②)		険者 の事業主 離職の有	都合 事業所の発	
	▲ 3 0	166	161	6	▲ 2 9	<b>A</b> 2	7 有 ·	無 廃止・新	没 月 日
	4 0	4 0	3 8	1	4 0	3 7	有 •	無 廃止 新	設 10月15日
	2 5	3 5	3 4	0	2 5	2 4	有 ·	無 廃止・新	段 月 日
	0	6 0	4 7	1	▲ 5	<b>A</b> 7	有 • (	無 廃止・新	段 月 日
	① ③ ③ ③ ③ ③ ④ ④ ④ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	3 0	0	① 8	<sup>®</sup> 3 1	2)-1 2 7 2)-2	4		
い場合	業務施設が一の雇用保険は 合に、当該特定業務施設が の労働者等の数に当該特別	画用事業所 が属する雇	になっている	3		6 1		全ての事	]欄には、 業所の⑩ を記載し

□ 計画期間中に特定業務施設以外の雇用保険適用事業所を新設した場合は、新たな行にその事業所の名称、所在 地、雇用保険適用事業所番号を追記してください。この場合、当該事業所の②欄、④欄、⑥欄は0になります。

[2]-2] 欄には、特定業務施設の

みの⑩欄の合計を記載してください。

- □ ⑧欄には、④欄に記載した数に含まれる人のうち計画期間中に高年齢被保険者になった人(計画期間の終了日 において、引き続き当該事業主に雇用されている人に限ります。また、⑥欄に記載した数に含まれる人を除きま す。)の数を記載し、⑨欄には、⑧欄の数を続紙に記載した分を含めて合計した数を記載してください。
- □ ⑫欄及び⑭欄には、計画期間の終了日においてそれぞれの事業所で雇用される全ての労働者及び一般被保険者 の数を記載してください。
- ⑯欄には、⑭欄の数に含まれ人のうち、次のいずれかに該当する人の数を記載してください。
  - (ア)役員 (イ) 役員又は個人事業主の親族

働者等を含めないようにしてください(同じ人が重複

して計上されることがないようにしてください。)。

- (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- (工) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
- (オ) (ウ) 又は(エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- □ ⑱欄には、⑫欄の数-②欄の数を、⑳欄には、(⑭欄の数-⑯欄の数) (④欄の数-⑥欄の数-⑧欄の数) を事業所ごとに計算して記載してください(0を下回る場合は、マイナス符号(▲)を用いてください。)。
- □ ③欄、⑤欄、⑰欄、⑰欄及び [②-1] 欄には、それぞれ⑫欄、⑭欄、⑯欄、⑱欄及び⑳欄の数を続紙に記載 した分を含めて合計した数を記載してください。
- [②-2] 欄には、②欄の数を特定業務施設に該当する事業所のみについて合計した数を記載してください。

てください。

- ②欄には、計画期間及び計画期間の前事業年度(個人の場合は前暦年。当該前事業年度の期間が1年未満の場合は、計画期間開始の日前1年以内に開始した各事業年度)における事業主都合離職(一般被保険者又は高年齢被保険者であった人の離職に限ります。)の有無を記載してください。ここでいう事業主都合離職とは、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3事業主の都合による離職」に相当するものをいいます。なお、1つでも「有」がある場合は、雇用促進税制の適用を受けることはできません。
- □ 計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、「事業所の廃止又は新設」欄の該当箇所に丸印を付す とともに、事業所の廃止又は新設を行った日を記載してください。

#### 続いて、「雇用促進計画 – 4」を記入し、その後、24欄以降を記入してください

23	図の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保 の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)の数を控除した数 ア 労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締	))	24	57	
<b>2</b>	イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時 ②-1欄の数又は②-2欄の数のいずれか少ない数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)	25	27	
3	図の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)の合計数(ただ	( )).	26	27	
2	②の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者に限る。)のうち②欄に掲	$^{\prime\prime}$ .	2	24	
3	◎欄の敷から②欄の敷を控除した敷のうち、◎欄の敷の4割に達するまでの敷・・・・・・・・・・・	)	28	3	
29	⑤欄の数から⑤欄の数を控除した数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		29	0	

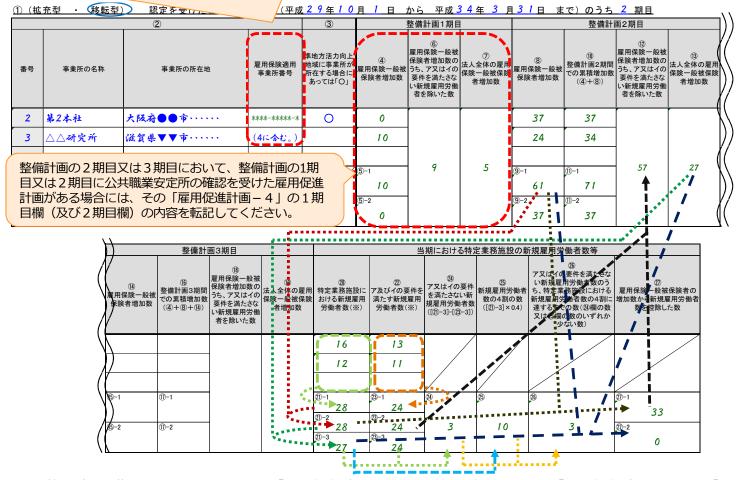
- □ ❷欄には、「雇用促進計画 4」の[② 2]欄の数及び[② 1]欄の数の合計数を記載してください。 なお、ここに記載された数が2以上であれば、税制の適用要件のうち、2掌の1のウのaの要件を満たして いることになります。
- $\square$  ②欄には、「雇用促進計画 -1 」の [ @ -1 ] 欄の数又は [ @ -2 ] 欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- □ ۵欄には、「雇用促進計画-4」の [⑵-3] 欄の数を転記してください。
- □ ②欄には、「雇用促進計画-4」の[②-3]欄の数を転記してください。
- □ ②欄には、③欄の数から②欄の数を控除した数又は⑤欄の数に0.4を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時には、これを切り捨てます。)のうち小さい方の数を記載してください。この数は、「雇用促進計画 4」の⑤欄の数と一致します。
- □ ❷欄には、⑤欄の数から◎欄の数を控除した数を記載してください。この数は、「雇用促進計画 4」の [② 2]欄の数と一致します。
- □ ②欄の数×60万円(30万円(※)) + ❷欄の数×50万円(20万円(※)) + ❷欄の数×50万円(20万円(※)) が 雇用促進税制の基本部分の控除額となります。
  - (※)法人(又は個人事業主)全体の雇用者増加割合([②-1]欄の数÷(⑤欄の数-⑦欄の数-⑨欄の数))が5%(拡充型の場合は8%)未満の場合

#### 【雇用促進計画 – 4 】(記入例)

- □ 特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を新たに取得した場合は、その番号を「雇用保険適用事業所番号」 欄の該当箇所に追記してください。
- □ 整備計画2期目においては、整備計画の1期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合には、「整備計画1期目」欄に、整備計画1期目に公共職業安定所の確認を受けた「雇用促進計画-1」とともにホッチキス留めされた「雇用促進計画-4」に記載されている内容を転記してください。この際、整備計画の1期目において旧様式により「雇用促進計画-4」を作成していたことから、⑥欄に転記すべき数値の記載がない場合は、整備計画の1期目に公共職業安定所の確認を受けた旧様式の「雇用促進計画-4」の「[②-1] 欄の数(⑧欄の数が上限)」と「⑧欄の数から[②-1] 欄の数を控除した数(0を下回る場合は0)」の合計数を⑥欄に記載してください。

整備計画3期目においては、整備計画の2期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合には、「整備計画1期目」欄及び「整備計画2期目」欄に、整備計画2期目に公共職業安定所の確認を受けた「雇用促進計画-1」とともにホッチキス留めされた「雇用促進計画-4」に記載されている内容を転記してください。この際、整備計画の2期目において旧様式により「雇用促進計画-4」を作成していたことから、⑥欄及び⑫欄に転記すべき数値の記載がない場合は、整備計画の1期目に公共職業安定所の確認を受けた旧様式の「雇用促進計画-4」の「[②-1] 欄の数(⑧欄の数が上限)」と「⑧欄の数から [②-1] 欄の数を控除した数(0を下回る場合は0)」の合計数を⑥欄に記載し、整備計画の2期目に公共職業安定所の確認を受けた旧様式の「雇用促進計画-4」の「[②-1] 欄の数(⑫欄の数が上限)」と「⑫欄の数から [②-1] 欄の数を控除した数(0を下回る場合は0)」の合計数を⑫欄に記載してください。

計画期間中に雇用保険適用事業所番号を取得した場合は、その番号を追記してください。 また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業 所の一連番号(▽とします。この記入例では4)を用いて「(▽に含む。)」と記載してください。



■ 整備計画1期目においては、④欄に「雇用促進計画-1」の⑳欄の数を、⑦欄に「雇用促進計画-1」の[
②-1]欄の数を再掲し、[⑤-1]欄には④欄の数の合計数を記載してください、この数は、「雇用促進計画-1」の[②-2]欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、[⑤-2]欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設(③欄に○印の記載がある事業所)に係る④欄の数の合計数を記載してください。

整備計画 2 期目においては、8 欄に「雇用促進計画 -1」の2 欄の数を、3 欄に「雇用促進計画 -1」の [2 -1] 欄の数を再掲し、[9 -1] 欄には8 欄の数の合計数を記載してください、この数は、「雇用促進計画 -1」の [2 -1] 欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、[2 -1] 欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設(3 欄に〇印の記載がある事業所)に係る8 欄の数の合計数を記載するとともに、3 欄には4 欄の数と4 閣の数の合計数を、[4 -1 ] 欄には4 欄の数の合計数を、[4 -1 ] 欄には4 間の数の合計数を、[4 -1 ] 欄には準地方活力

整備計画 3 期目においては、⑭欄に「雇用促進計画 -1」の⑫欄の数を、⑲欄に「雇用促進計画 -1」の[@-1]欄の数を再掲し、[@-1]欄には⑭欄の数の合計数を記載してください、この数は、「雇用促進計画 -1」の[@-2]欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、[@-2]欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設(③欄に〇印の記載がある事業所)に係る⑭欄の数の合計数を記載するとともに、⑯欄には⑩欄の数と⑭欄の数の合計数を、[@-1]欄には⑯欄の数の合計数を、[@-2]欄には準地方活力向上地域に所在する特定業務施設に係る⑯欄の数の合計数を記載してください。

- □ ②欄には、各特定業務施設において計画期間中に新たに雇用された一般被保険者数(計画期間の終了日において当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、以下の(ア)~(オ)に該当する人を除きます。)の数を記載し、 [② 1] 欄には②欄の数の合計数を記載してください。
  - (ア)役員 (イ)役員又は個人事業主の親族
  - (ウ)役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
  - (工) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
  - (オ)(ウ)又は(エ)に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- □ [@-2] 欄には、当期における特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数(1期目: [⑤-1] 欄、2期目: [⑨-1] 欄、3期目: [⑩-1] 欄の数)又は[@-1] 欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- □ [②-3] 欄には、当期における、法人全体の雇用保険一般被保険者増加数(1期目:⑦欄、2期目:⑬欄、3期目:⑲欄の数)又は [②-2] 欄の数のいずれか少ない数を記載してください。この数は、「雇用促進計画-1」の鉤欄の数と一致します。

- □ ②欄には、各特定業務施設において計画期間中に新たに雇用された一般被保険者のうち無期雇用(※1)かつフルタイム(※2)の労働者(計画期間の終了日において当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、以下の(ア)~(オ)に該当する人を除きます。)の数を記載してください。ただし、雇用促進計画と一緒に提出して頂く「地方拠点強化税制の総括表」並びに当該「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はそれらに準ずるものの写しから確認できる数に限ります。さらに、[②-1]欄には②欄の数の合計数を記載してください。
  - ※1 労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることを指します。
  - ※2 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でないことを指します。
    - (ア)役員 (イ)役員又は個人事業主の親族
    - (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
    - (工) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
    - (オ) (ウ) 又は(エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- □ [3-2] 欄には、[4-2] 欄の数又は[4-1] 欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- □ ❷欄には、 [②-3] 欄の数から [②-3] 欄の数を控除した数を記載してください。
- □ ⑤欄には、 [②-3] 欄の数に0.4を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時には、これを切り捨ててください。)を記載してください。
- □ ⑳欄には、㉔欄の数又は㉕欄の数のいずれか少ない数を記載してください。この数は、「雇用促進計画 1 」 の㉓欄の数と一致します。
- □ [②-1]欄には、当期における特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数(1期目:[⑤-1]欄、2 - 期目:[⑨-1]欄、3期目:[⑮-1]欄の数)から、[㉑-2]欄の数を控除した数を記載してください。
- □ [②-2] 欄には、当期における特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数(1期目: [⑤-1] 欄、2期目: [⑨-1]欄、3期目: [⑤-1]欄の数)又は法人(もしくは個人事業主)全体の雇用保険一般被保険者増加数(1期目: ⑦欄、2期目: ⑬欄、3期目: ⑲欄の数)のいずれか少ない数から、 [②-3] 欄の数を控除した数を記載してください。この数は、「雇用促進計画-1」の⑳欄の数と一致します。
- □ ⑥欄(整備計画の2期目の場合は⑫欄、3期目の場合は⑱欄)に、[㉓-2]欄の数と [㉑-1]欄の数の合計数を記載してください。この数は、「雇用促進計画-1」の㉔欄の数と一致します。

### <u>【使用人兼務役員及び役員の特殊関係者に関</u>する補足資料】(記入例)

#### 【使用人兼務役員及び役員の特殊関係者に関する補足資料】

一連 番号		氏	:名				厚生	<b>上次</b>	郎			雇用保険被保険			- 負者番号										
	役員又は役員の特殊関係者である雇用保 計画期間の 険一般被保険者に該当 初日の前日 口						期間の 終了日	0	0	0	(	) -	0		0	0	0	0		0	_	0			
	勤務事業所 番号						名称	ĸ				雇用保険適用事業所番号													
計画期間の 初日の前日 <b>1</b>					本社	社				****-****-*															
	計画期間の 終了日 <b>2</b>						$\triangle$ .	△研	究所	-				*	* *	*	_	* *	< *	* *	<b>—</b> ;	k o	) —	部	
1	計画期間中に高年齢被保険者になった。     計画期間中に新規雇用された。     計画期間中に新規雇用された。     計画期間では役員又は役員の特殊関係者になった。		中に高年齢	被保険者	者になっ	3	<sub>平成</sub> 3	0年1	1 1 月 2	2 5 ⊟		計画期なった	間中に	雇用	保険	皮保険	者で	きなく	平	成	年		月	F	Ħ
			3.0		平成	年	月	B		計画期	間中に	離職	した。				平	成	年		月	F	Ħ		
			Ř.	平成	年	月	Ħ	★計画期間中に役員又は役員の特殊関係 者でなくなった。					平	成 <b>3</b>	1 年	1	月	1	3						
		計画期間で	中に企業再	編により	)転入し		平成	年	月	Ħ		計画期た。	間中に	企業	再編	こより	転出	1L	平	成	年		月	E	Ħ

- □ 役員又は役員の特殊関係者かつ雇用保険一般被保険者である又はあった人で、次のいずれかに該当する人がある場合、 該当する人全員について記載してください。
  - ① 雇用促進計画の計画期間の初日の前日に雇用保険一般被保険者であったが、計画期間の終了日には高年齢被保険者である人
  - ② 雇用促進計画の計画期間中に、特定業務施設で新規に雇用された人
  - ③ 雇用促進計画の計画期間中に、企業組織再編に伴い転入した人
  - ④ 雇用促進計画の計画期間中に、企業組織再編に伴い転出した人
  - なお、「役員又は役員の特殊関係者」とは、次のいずれかに該当する人です。
  - (ア)役員 (イ)役員又は個人事業主の親族
  - (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
  - (工) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者人
  - (オ) (ウ) 又は(エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

#### 【地方拠点強化税制の総括表】(記入例)

「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめてください。

【地方拠点強化税制の総括表】 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 (※) (※) 一の雇用保険適用事業所番号を特たない特定業務施設においては、特定業務施設における全ての新規雇用者 認定を受けた地方活力向上地 認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間 平成29年10月 1 日から平成34年 3 月31日まで 「移転型」 「拡充型」 域等特定業務施設整備計画の 「移転型」・「拡充型」の別 番号(※1) (※1) 「雇用促進計画-4」 の番号 第2本社 雇用保険適用事業所番号 \* \* \* \* - \* \* \* \* \* - \* 事業所の住所 大阪府●●市・・・・・・ 番号 雇用保険被保険者番号 雇用 A男 雇用保険被保険者 資格取得日 平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日 0 0 0 0 0 0 0 期間の定めのない雇用 (無期雇用) 期間の定めのない雇用(※2)であるかどう フルタイム雇用 (※3) であるかどうか (※3) 短時間労働者の雇用管理の改善等に フルタイム雇用 (※2) 労働契約法 (平成19年法律第128 号) 第17条第1項に規定する有期労働契約以 外の労働契約を締結していること。 1 関する法律(平成5年法律第76号)第2条に 規定する短時間労働者でないこと。 期間の定めのある雇用 (有期雇用) 上記の内容について間違いのないことを確認しました。 雇用

- □「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめてください。
- □ 一の雇用保険適用事業所となっている特定業務施設については、特定業務施設において雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の終了日においても引き続き当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人であって、無期雇用かつフルタイムの労働者について取りまとめてください。
- □ 一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設(雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。)については、特定業務施設において雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の終了日においても引き続き当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している全ての労働者(無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者も含みます。)について取りまとめてください。
- □ 全ての欄を記入した後に、記載内容に相違がないか、対象労働者本人が直筆の署名・押印をしてください(署名日は、原則として計画期間の終了日以降とします)。ただし、無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者については、署名・押印は省略して差し支えありません。

【「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働 条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し】(綴り方)

□ 事業所単位で取りまとめた「地方拠点強化税制の総括表」に記載した労働者ごとに、当該労働者(一般被保険者)の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください (一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設の場合には、当該労働者(一般被保険者)の計画期間の終了日における出勤簿及び計画期間中に当該特定業務施設において新たに雇用されたことが確認できる書類(労働者名簿又は賃金台帳等の写し)、そのうち無期雇用かつフルタイムの新規雇用者について、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約及び就業規則又はその他それらに準ずるものの写しをとりまとめください。)。



### 【雇用促進計画 – 3 (企業組織再編に係る届出)】について

※計画期間中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

#### 〈企業組織再編の4つのケース〉

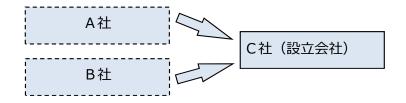
#### 1. 吸収合併

当事者の1つ(存続会社)が存続して、他の消滅する会社(消滅会社)を吸収するもの。

A社(消滅会社) B社 A事業

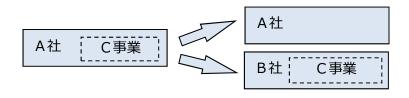
#### 2. 新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社(設立会社)を設立するもの。



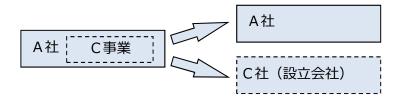
#### 3. 吸収分割

分割会社(分割しようとする会社をいう)が事業に関して有する権利義務の全部または一部を既存の会社(継承会社)に継承させるもの。



#### 4. 新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を新しく設立する会社(設立会社)に継承させるもの。



計画期間中に企業組織再編を行った場合、当該再編が計画期間の初日の前日に行われたものと みなして、雇用者増加数等が計算されます。

### 例 (吸収分割を行ったケース)

- A 社 (計画期間の初日の前日の一般被保険者数:80人)から、一部事業部門(吸収分割時の一般被保険者:20人)を、計画期間途中にB社(計画期間の初日の前日の一般被保険者数:100人)に吸収分割されたとします。計画期間終了日の一般被保険者数は、A 社が70人、B 社が135人とします。
- ●この時、計画期間の初日の前日の一般被保険者数は、A社が60人(=80人-20人)、B社が120人(=100人+20人)とみなされるため、計画期間中の雇用者増加数は、A社が10人(=70人-60人)、B社が15人(=135人-120人)と計算されます。

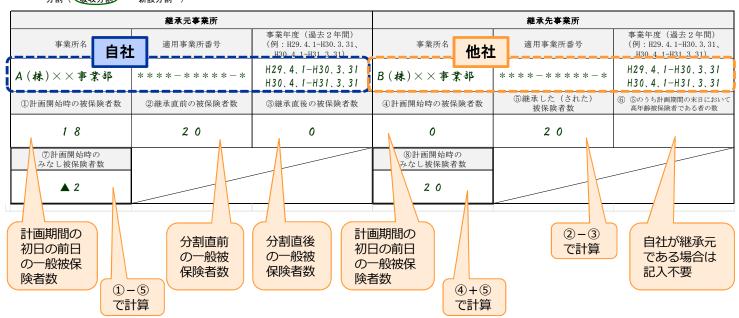
### 【雇用促進計画 - 3 (企業組織再編に係る届出)】(記入例1)

【吸収分割】他の企業に雇用保険一般被保険者を異動させた(継承元となった)場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を(<<u>継承された(継承元となった)</u>・ 継承した(継承先となった) )

合併( 吸収合併 ・ 新設合併 )分割( 吸収分割 ・ 新設分割 )

継承年月日 平成30年10月1日

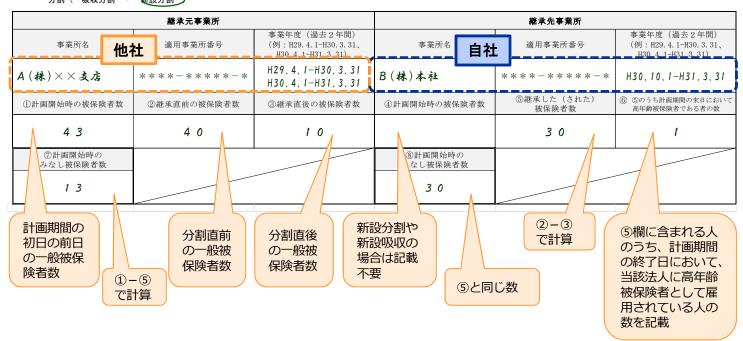


### 【雇用促進計画-3(企業組織再編に係る届出)】(記入例2)

【新設分割】他の企業から雇用保険一般被保険者が異動してきた(継承先となった)場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を ( 継承された (継承元となった) ・ 無承した (継承先となった) 上

合併 ( 吸収合併 · 新設合併 ) 分割 ( 吸収分割 · 新設分割 継承年月日 平成30年10月1日



# 🖊 注 意 事 項

# 1. 雇用者って誰のこと?

雇用者とは、雇用保険一般被保険者をいいます。

- ※以下に当てはまる人は雇用者には含まれません。
- ① 高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者
- ② 役員(雇用保険一般被保険者である役員を含む。)
- ③ 役員の特殊関係者
  - (1) 役員又は個人事業主の親族
  - (2) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
  - (3) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
  - (4) 上記(2)又は(3)に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

#### 【雇用促進計画記入にあたっての留意点】

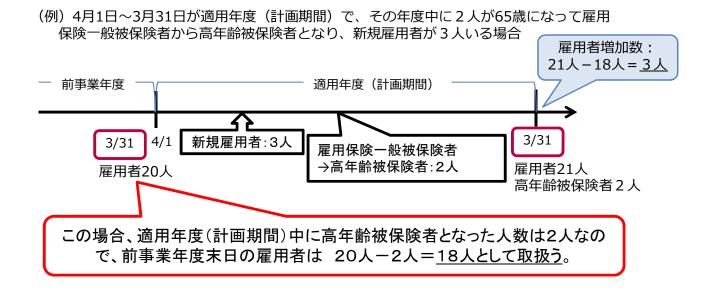
「雇用促進計画 – 1」の「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数 (計画期間の初日の前日)」と「⑯うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画期間の終了日)」には、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者の数を記入してください。

また、「**雇用促進計画 – 4**」の「②特定業務施設の新規雇用労働者数」及び「②ア及びイの要件 を満たす新規雇用労働者数」(特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数)には、 **役員及び役員の特殊関係者を含めない**でください。

# 2. 高年齢被保険者の取扱い

適用年度中に、**高年齢被保険者**となった人(計画期間の終了日において、 当該事業主に雇用されている人に限ります。)がいた場合は、適用年度開始 時(計画期間の初日の前日)の雇用保険一般被保険者数からその高年齢被保険 者となった人数を除いて、雇用者の増加数を算出することになります。

「高年齢被保険者」とは、65歳以上の雇用保険被保険者で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保 険者ではない人をいいます。



# 3. 雇用者数の起算日はいつ?

雇用者増加数は、**適用年度の末日(計画期間の終了日)と前事業年度**\*の末日 (計画期間の初日の前日)の雇用者数の差となります。

#### 【計画記入にあたっての留意点】

「雇用促進計画 – 1」の「④うち雇用保険一般被保険者数(計画期間の初日の前日」には**前事業年度(※)の末日(計画期間の初日の前日)**の一般被保険者数を、「⑭うち雇用保険一般被保険者数(計画期間の終了

日)」には**適用年度の末日(計画期間の終了日)**の一般被保険者数を記入してください。 (例)4月1日~3月31日が適用年度の場合

雇用増加者数: 7人-4人=<u>3人</u>



※ 個人事業主の場合は暦年。

#### ~ご注意ください~

#### 法人の場合、次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・設立(合併、分割、又は現物出資による設立を除く。)の日を含む事業年度
- ・解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度
- ・清算中の事業年度

#### 個人事業主の場合、次の暦年については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・事業を開始した日を含む暦年(相続又は包括遺贈による事業承継の日を含む暦年を除く。)
- ・事業を廃止した日を含む暦年

**雇用促進税制**(同意雇用開発促進地域において無期雇用かつフルタイムの 労働者を新規雇用した場合に1人当たり40万円の税額控除が受けられる制 度)は、**平成29年度(**法人の場合は平成30年3月31日までに開始する事業 年度、個人事業主の場合は、平成30年暦年)をもって.終了いたしました。

# 地方拠点強化税制における雇用促進税制の平成30年度以降の主な変更点

項目	平成29年度	平成30年度以降
雇用者増加数の要件	法人全体(※)の雇用者増加数が5 人(中小企業等は2人)以上	特定業務施設の雇用者増加数(有期 雇用又はパートタイムの新規雇用者 を除く)が2人以上
給与等支給額の増加要件	法人全体(※)の雇用者増加割合×3 0%以上増加	法人全体(※)の雇用者増加割合 ×20%以上増加
1人当たり60万円又は50万円の控除 を受けるための要件	法人全体(※)の雇用者増加割合が 10%以上	法人全体(※)の雇用者増加割合が 5%(拡充型は8%)以上
新規雇用者の4割を超える部分の有期 雇用又はパートタイムの新規雇用者	1人当たり40万円又は10万円の税額 控除	控除額算定の対象外
同一年度におけるオフィス減税との 併用	併用可	移転型の上乗せ措置のみ併用可 (経過措置あり)
	併用可	

※ 個人事業主の場合は、事業主全体。

# お問い合せ先など

▶ 雇用促進計画の様式は、厚生労働省HPよりダウンロードできます。

雇用促進計画 様式

検索

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei\_youshiki.html

▶ [地方活力向上地域等特定業務施設整備計画]の作成等については、 内閣府地方創生推進事務局HPを参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html

# 【参考】所得拡大促進税制等との併用について

**所得拡大促進税制**(中小企業向け)又は**賃上げ・生産性向上のための税制**(大 企業向け)と、地方拠点強化税制における雇用促進税制は、同時に適用を受ける ことができます(ただし、一定の調整があります。)。

### 「所得拡大促進税制(中小企業向け)の概要〕

継続雇用者への給与等の支給額を前年度比1.5%以上増加させる等の要件を満 たした場合、給与総額の前年度からの増加額の15~25%を、法人税額(個人事 業主の場合は所得税額)から控除できます。(税額の20%が上限です。)

[賃上げ・生産性向上のための税制(大企業向け)の概要]

継続雇用者への給与等の支給額を前年度比3%以上増加させる等の要件を満 たした場合、給与総額の前年度からの増加額の15~20%を、法人税額(個人事 業主の場合は所得税額)かから控除できます。 (税額の20%が上限です。)

※所得拡大促進税制、賃上げ・生産性向上のための税制の所管は経済産業省です。 制度の詳細は、経済産業省HPをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html

#### **くお問い合わせ先>**

- ●税額控除制度について
- ●地方拠点強化税制の全体の枠組み
- ●地域再生法全般について
- ●雇用促進計画の作成・確認などについて →主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク
  - →最寄りの税務署
  - →経済産業省地域経済グループ立地環境整備課
  - →内閣府地方創生推進事務局
- ●賃上げ・生産性向上のための税制について→経済産業省産業人材政策室
- ●所得拡大促進税制について
- →中小企業庁企画課



♥ 厚労省人事労務マガジン

企業の皆さまに役立つ人事労務に関する情報を メルマガで配信しています。

登録は、http://merumaga.mhlw.go.jp/から

